

# 帰還困難区域への一時立入り実施基準

改正 令和元年 9 月 5 日  
平成 29 年 5 月 19 日  
平成 24 年 11 月 30 日  
原子力災害現地対策本部

## 1 基本方針

帰還困難区域（特定復興再生拠点区域内において物理的な防護措置を実施しない区域を除く。）への一時立入りについては、原則として、①市町村が公益の観点から適当と認める者であって、一時立入りを希望する者、②帰還困難区域内に住居を有する者（市町村が作成する立入者名簿に掲載された者に限る。）であって、一時立入りを希望する者、③①、②以外の者であって、原子力災害現地対策本部が公益の観点から適当と認める者であって、一時立入りを希望する者又は④緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策に従事する者を対象とする。

## 2 実施基準

一時立入りは、以下の方針に基づき実施する。

### (1) 実施主体

国、県及び市町村が協働して実施する。

### (2) 立入り手段

立入りは、予め立入りを認められたバス、自家用車若しくはこれに準ずる自動車又は鉄道によるものとする。

### (3) 立入り要件

- ① 一時立入りを希望する者は、市町村、原子力災害現地対策本部又は緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策の実施責任者が発行する帰還困難区域に係る通行証の交付等を受けるものとする。
- ② 市町村は通行証の発行等をする場合、必要に応じて、原子力災害現地対策本部と調整するものとする。

- ③ 原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」（平成 23 年 3 月 28 日）を踏まえ、立入者の受ける線量が一回の立入り当たり最大 1.0mSv を超えてはならないものとする。
- ④ 地震・津波の被害状況等を考慮し、一時立入り者に危険を及ぼすと考えられる区域として、別に原子力災害現地対策本部が定める区域については、立入りできないものとする。

#### (4) 一時立入りに関するリスクの周知

帰還困難区域への一時立入りの実施に当たっては、道路の損壊、放射性物質による汚染の可能性を含めリスクが存在することについて十分注意喚起を行うこととする。

#### (5) 立ち入る際の装備

立入りに当たっては、原子力安全委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要な装備を着用することとする。

#### (6) スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、原子力安全委員会の助言を踏まえ実施する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

### 3 その他

この実施基準に規定する事項の細則及びその他一時立入りの実施に必要な事項については、別に原子力災害対策現地本部又は市町村が定める「一時立入り実施要領」によることとする。

ただし、事故等の緊急時においては、市町村職員や原子力災害現地対策本部職員等の判断により、対象者の一時立入りを認めることができる。